

主な事業計画【市全体にかかる実施事業】

施設のバリアフリー化

- ・小・中学校のバリアフリー化の推進
- ・公園、緑地のバリアフリー化の推進 など

情報のバリアフリー化

- ・ホームページ等を利用したバリアフリーに関連した情報提供
- ・わかりやすい案内表示（サイン）の設置など

心のバリアフリー化

- ・小・中学校におけるバリアフリー教育の実施
- ・市民、市職員に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施 など



バリアフリー教育の風景

交通のバリアフリー化

バス車両

- ・移動円滑化基準適合車（ノンステップバス・ワンステップバス）の導入 など

タクシー車両（介護タクシー車両含む）

- ・福祉タクシー車両の導入 など

道路

- ・通学路における交通安全の強化
- ・違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動 など



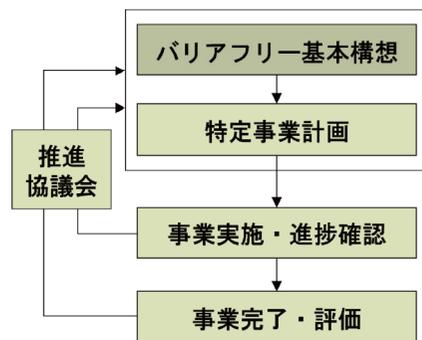
奈良交通ノンステップバス

バリアフリー化の推進に向けて

総合的なバリアフリー化を進めていくためには、**市民、施設設置管理者（事業者）、関係行政機関の協働**が重要です。

そのため、関係者が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「**御所市バリアフリー推進協議会**」を継続設置します。

また、本基本構想及び特定事業計画が、効率的に、着実に実施されるよう、**定期的な検証とこれに基づく計画の見直しを適宜実施**し、スパイラルアップ（継続的な改善、向上）を図ります。



御所市バリアフリー基本構想 本編は御所市ホームページからご覧ください。
<https://www.city.gose.nara.jp/3623.html>

御所市バリアフリー基本構想

検索

御所市バリアフリー基本構想(概要版)

この基本構想は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者・障がい者等の当事者参画のもと、**本市全体のバリアフリー化に対する方向性を示す**とともに、**重点整備地区を選定**し、地区内の公共交通機関、道路、建築物などの**バリアフリー化を重点的かつ一体的に行う**ことで、**市域のバリアフリー化を進めていく**ことを目的としています。

バリアフリー化の基本理念

誰もが安心・安全に移動できる環境づくり

基本方針

方針1：施設・道路・車両等の個々のバリアフリー化

誰もが、安全・安心・快適に活動できるよう、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関や道路、建築物などの市内全域のバリアフリー化に取り組めます。

方針2：地区を定めた重点的なバリアフリー化

重点整備地区を定め、生活関連施設や生活関連経路について、効果的なバリアフリー化を図ります。特に、重点整備地区内の東西軸、南北軸となる経路については重点的なバリアフリー化に取り組めます。

方針3：デジタル技術を含めた情報のバリアフリー化

様々な利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供するとともに、初めて訪れる人たちにとっても移動しやすい、利用しやすいまちとなるよう案内サインの設置などに取り組めます。

方針4：教育や啓発活動による心のバリアフリー化

施設職員が継続的な教育訓練に取り組むことで、様々な障がいの状態への対応や心のバリアフリーへの理解を深めます。また、市民のバリアフリーに対する意識や理解の向上を図るため、教育や啓発活動に取り組めます。

計画期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度を計画期間として事業を進めます。



御所市 企画政策部 まちづくり推進課

〒639-2298 御所市1番地の3 電話：0745-62-3001 FAX：0745-62-5425



重点整備地区について

- 重点整備地区とは**
- 概ね 400ha (半径 1.12km の圏域) 未満であり、主要な施設間の移動が通常徒歩であると見込まれる地区
 - バリアフリー化の事業が特に必要であり、事業実施により都市機能が増進される地区

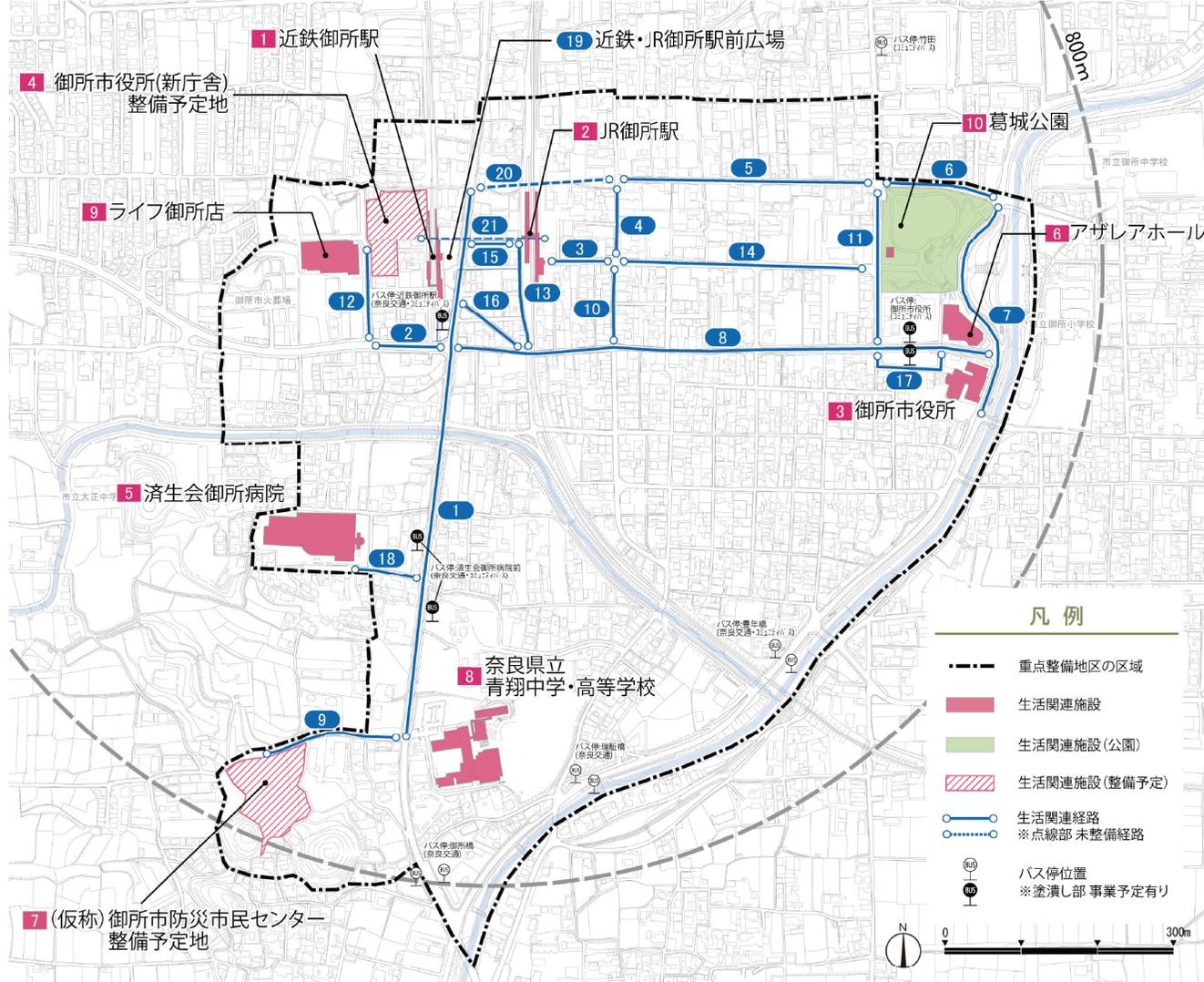
- 重点整備地区の要件**
- ①施設の配置状況
 - ②課題の有無
 - ③バリアフリー化の効果
- 重点整備地区の選定**
- 鉄道駅を中心とした徒歩圏 (800m) に 3 施設以上の施設立地を踏まえ、その他の要件も満たす「御所駅周辺」を重点整備地区として設定

表：鉄道駅周辺の施設数*

対象	施設数*
御所駅周辺	9
玉手駅周辺	2
掖上駅周辺	1
葛駅周辺	2
吉野口駅周辺	0

※生活関連施設となり得る施設

重点整備地区図



用語説明

- 生活関連施設**
- 高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設。この構想では、重点整備地区の中で、徒歩による施設間移動が見込まれる施設を選定している。
- 生活関連経路**
- 生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路などのこと。

主な事業計画【重点整備地区における実施事業】

■公共交通施設

近鉄御所駅【施設 1】

- 駅舎移転に併せたバリアフリー整備
- ウェブサイト等によるバリアフリー情報提供 など

バス停【♀】

- 歩道改善等に併せたバリアフリー化

JR御所駅【施設 2】

- 案内板（構外）の整備
- ホーム縁端警告ブロックの整備 など



■建築物【施設 3 ～ 9】

- 点字ブロック*の補修・敷設
- 案内標識の設置、改修
- 耳マーク・筆談具の設置と対応 など

■都市公園【施設 10】

- 点字ブロック*の敷設
- 案内図の改善
- 多機能トイレの改善 など

■道路・駅前広場

国道【経路 1】

- 歩道の改良
- 点字ブロック*の敷設 など

県道【経路 2 ～ 7】

- 歩道の改良
- 点字ブロック*の敷設 など



市道【経路 8 ～ 18】

- 歩道の改良
- 踏切道における歩行空間の確保 など

駅前広場【経路 19】

- バリアフリー基準に適合した駅前広場、公衆トイレの整備 など



新設道路・経路【経路 20・21】

- バリアフリー基準に適合した新設道路の整備
- デッキ整備など歩行者空間の整備

■交通安全施設等

- 道路整備にあわせたエスコートゾーンの設置、信号機の改善・整備 など

※視覚障害者誘導用ブロックのこと